

C型肝炎感染被害者の救済を求める意見書

薬害C型肝炎訴訟を受け、議員立法により平成20年1月に被害者全員を一律に救済する「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(以下「特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法」という。)が制定され、平成21年11月には肝炎対策基本法が制定されたことにより、患者の救済に向けて国の責務が定められるとともに、全国民に対し肝炎ウイルス検査を受けるよう求めることや医療の充実などを盛り込んだ肝炎対策の推進に関する基本的な指針が告示されるなど、肝炎患者の救済が図られたところである。

近年、インターフェロン治療及び併用療法、さらには「新薬」によるインターフェロンフリー治療の医療費助成制度などの創設により、肝炎患者の支援や救済が進んでいるが、その一方で最も救われるべき立場にある患者が依然として救済されていない現状もある。

患者の救済については、裁判で、汚染された血液製剤が投与された診療記録や治療した医師の証言などにより立証することが必要とされているが、肝炎は感染後10~20年を経過して発症する病気であることから、すでにカルテが廃棄され、医師の証言も得られないケースが大半である。

加えて、被害者であるにもかかわらず、患者側が立証責任を求められていることから、証明することが難しく、対象とならない患者はいまだ多く存在し、救済されず厳しい状況におかれている。

特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法の前文においては、薬害C型肝炎が国の政策の誤りで起こったことを認めており、350万人ともいわれる肝炎患者の救済について衆議院及び参議院の両院において附帯決議を付していることから、早急に患者の救済に向けて更なる法の整備や生活支援等の制度の創設とその予算化が強く求められている。

政府及び国会におかれては、C型肝炎ウイルス性肝炎患者を速やかに救済するため、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 現在診療を担当している医師の証明(診断)によって認定が可能となるよう、「特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法」を改正すること。
- 2 本年度創設の「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の対象とならない肝硬変・肝がん患者をはじめ既存制度で恩恵を受けられない患者についても、医療費助成の対象に加えるなど救済制度の拡充を図ること。
- 3 障害者手帳制度については、容態が悪化してからではなく、肝硬変・肝がんと診断された早い段階で取得し適用されるよう、対象範囲のさらなる拡大、申請受理日に遡った適用及び申請から結果伝達までの期間の短縮など運用の改善を図ること。
- 4 C型肝炎の実情や患者が現在抱えている問題等について、国民に周知し、患者に対する偏見や差別の解消に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿